

北陸地方整備局コンプライアンス推進室

(北陸地方整備局コンプライアンス推進本部決定)

1. 設置趣旨

「北陸地方整備局コンプライアンス推進本部」(以下「推進本部」という。)の所掌事務を補佐し、推進計画を効果的・効率的に推進するため、推進本部にコンプライアンス推進室(以下「推進室」という。)を設置する。

2. 役割

- (1) 推進計画案の作成をはじめとする推進本部の所掌事務の補佐に関すること。
- (2) 推進計画に基づく取組の実施に関して、各部、各事務所及び各管理所との連絡調整に関すること。
- (3) その他、推進計画を効果的・効率的に実施するために必要な事項に関すること。

3. 構成員

- (1) 推進室長及び副推進室長4名を置く。
- (2) 推進室長は、総務部長をもって充てる。
- (3) 副推進室長は、総括調整官2名、企画調査官及び港湾空港企画官をもって充てる。
- (4) 推進室長は、本部長の命を受け、推進室の事務を総括する。
- (5) 副推進室長は、推進室長を補佐する。
- (6) 室員は、各部筆頭課長及び推進計画の主要施策を担当する本局の課長等とする。
(適正業務管理官、人事課長、契約課長、企画課長、技術管理課長、計画・建設産業課長、水政課長、路政課長、計画課長、用地企画課長、港政調整官、人事企画官、経理調達課長、品質確保室長)
- (7) その他、推進室長が必要と認めるときは、構成員以外の者を参画させることができる。

4. 推進室の庶務

推進室の庶務は、港政調整官の協力を得て、適正業務管理官が行う。

5. 設置年月日

平成24年11月19日

なお、推進計画の見直しの際に、推進室についても見直しをすることとする。